

フランスの新たな行政改革の手法 ——委任立法による法と行政の簡素化——

岡村 美保子

I 委任立法という手段による法と行政の簡素化

II 主な内容

- 1 行政手続の簡素化
- 2 公共調達
- 3 その他の簡素化措置
- 4 法典化に関する授権

おわりに

翻訳：政府に法の簡素化を授権する2003年7月2日の
法律第2003-591号

I 委任立法という手段による法と行政の簡素化

2003年7月2日、フランスで「政府に法の簡素化を授権する2003年7月2日の法律第2003-591号」（以下「2003年法」という。）が制定された。

行政の簡素化は、フランスにおいても長年の課題である。また、膨大な数となり、複雑化してわかりづらくなっている法の簡素化が必要であるとの認識から、これまでも様々な対策が実施されてきた。かつて調査及び立法考査局フランス法研究会で訳出した「行政機関との関係における市民の権利に関する2000年4月12日の法律第2000-321号」^(注1)（以下「2000年法」という。）もその一つである。こうした取組みは、かなり以前から行われてきているが^(注2)、特に1990年代より、政権交代にも拘らず、フランス政府は一貫して「国家改革（réforme de l'État）」の名の下に、法と行政の簡素化という行政改革に取り組んできている。

ここに訳出する2003年法は、こうした対策の一環であるが、オルドナンスという委任立法の

手法を用いて、広範囲にわたり、行政改革と法律の整理を成し遂げようとするものである。法令の過剰、行政手続の複雑化と長期化に終止符を打ち、わかりやすく効率的な行政を実現することを目指して法案が作成され、政府は、市民及び公務員にとってのみならず、過剰な規制のために競争力を削がれてきたフランス経済によい影響を与えるものと言明した^(注3)。

立法府と行政府との関係は、国によって様々である。フランスでは、現行憲法である第5共和国憲法が、法律により定められる事項（法律事項）を限定列挙し（第34条）、法律の領域に属する事項以外は行政府の発する命令で定めるものとしている（第37条）。このような形で国会の権限を制限したうえに、さらに法律の領域に属する事項についても、政府がオルドナンスという形式で立法することを認めている（第38条）。

「第38条 政府は、その綱領の執行のため、通常は法律の領域に属する措置を、一定期間に限りオルドナンスで定めることの承認を国会に求めることができる。

オルドナンスは、コンセイユ・デタの意見を聴いた後に、閣議で定められる。オルドナンスは、公示後直ちに効力を発するが、追認の政府提出法案が授権法律（loi d'habilitation）に定められる期日までに提出されない場合には、失効する。

本条第1項に定められる期間の満了後は、オルドナンスは、法律の領域に属する事項については、法律によらなければ変更されない^(注4)。」

この2003年法は、その各条に定める事項について、憲法第38条に基づき政府にオルドナンスを制定する権限を与え、法律によらなければできない様々な改革を実施することを可能にする授権法律である。

政府は、その政策の実施のために必要な立法措置の内容と制定期限を明記した授権法律を成立させることにより、法律事項とされている分野における新規立法や法律の改正を行うことが許されるのである。立法府によるチェックは、事前にはこの授権法律の審議によって、事後にはオルドナンスを追認する法律の審議によって、行われる。

このように、フランスでは、憲法の条文上、国会と政府を比べると、政府が圧倒的優位に立っているわけだが、別の見方をすれば、このように制約を加えなければならぬほど国会の力が強いということの証左でもある。実際フランスでは、この法律を含め、当初の法案が修正を加えられずに成立することはほとんどないと言ってよい。^(注5)

1958年の第5共和制成立以来、現行憲法下において、この法律の制定前にも、多くの授権法律が制定され、これらに基づき既に200以上のオルドナンスが制定されている。^(注6)しかし、後述のように2003年法は、多岐にわたる事項につき一つの法律で政府に授権を行うもので、ここまで広範囲の授権が行われたことはなかった。このため、国民議会(Assemblée nationale)(以下「下院」とする。)での審議において、野党である社会党議員から、国会の権限を侵害するものとして、下院議事規則第91条第4項に基づく不受理の抗弁が提出された。^(注7)また、法案可決後には、元老院(Sénat)(以下「上院」とする。)議員により、憲法院に対して合憲性の判断を求める付託がなされた。^(注8)

政府は、オルドナンスによるこの手法を、何よりも迅速であり、授権期間中に様々な関係者

の議論と査定を受けることができるという利点があるとし、また、国会の立法権侵害ではないかという批判に対しては、オルドナンスの国会による管理は追認の際に可能であるとして、今後毎年新規の授権法律を成立させていく考えを表明している。^(注9)既に、2004年末にも、この法律の第二弾である授権法律が成立している。^(注10)

法の簡素化を目的としたこうした授権法律が制定され、法律の改正も政府の手によって行われることにより、法令の再編が加速している。これらの授権法律の中でも推進されている既存法令の法典化(II4参照)、欧州共同体法の影響、^(注11)そしてオルドナンスによる立法という手法の多用と、フランス法は今、大きな変革の中にある。^(注12)

II 主な内容

1 行政手続の簡素化

行政簡素化推進評議会の設置を定める第1条は、下院の第一読会において追加された。広範囲にわたる法の簡素化のためには、行政機関と公選職との対話を確保するための恒久的な機構が必要であるというのがその理由である。^(注13)

第2条では、本稿Iで述べた2000年法第1条を踏襲し、狭義の行政機関のみならず、社会保障機関や委託を受けて公役務を行う私法人等も含む行政主体を対象として、そこでの利用者の手続上の負担を軽くする簡素化の方法を列記する。また、増えすぎて弊害があるとされている行政委員会の構成と機能をオルドナンスによって簡素化し、またその数を減らすことを、政府に授権する。^(注14)

第3条は、行政裁判手続費用を無償とすること、第4条は、特に情報化社会の要請に適合するよう法令の公示手続を改正することを政府に認めるものである。

第7条は、租税法を整備する権限を政府に与える。第8条と第12条は、時代遅れとなった規

定を現代化するための規定である。また、第9条では、行政機関の整備事業に関する事前協議手続の簡素化を図る権限を政府に与える。第10条では、共和国行政斡旋官(メディアトゥール)に関する規定を整備する権限を与えている。個別の手続についても、海外で出生したフランス人の国籍取得(第11条)、狩猟許可証の更新手続(第13条)といったものの簡素化につき、政府に権限を与える。

下院の第一読会で付加された第6章は、地方の行政機関の手続遂行合理化のための権限を政府に与えるものである。

2 公共調達

フランスの公共調達に関する法令の中心は、公契約法典である。後記4で述べるように、フランスでは特定主題の既存の法令を体系的に整理して法典としているが、この公契約法典には法律が基になっている条文はなく、命令(デクレ)で構成されている(従って政府がデクレにより改正することができる)。しかしそれ以外にも、この分野にはいくつかの法律が存在しており、複雑である。また、公共調達に関する欧州共同体指令^(注15)の改正を目前に控え、国内法をこれに適合させる必要があった。第5条は、このために公契約に関する法律を改正する権限を政府に与えるものである。

なお、公契約法典は、欧州共同体法との調整を行い、契約担当者にとり明確で柔軟な規範を設定する必要から、2001年3月7日のデクレで既に全面改正されていたが、さらに2004年1月7日のデクレ^(注16)によって改正されている。

第6条は、公契約の新類型の創設を政府に認めるものである。

官民連携による社会資本整備や公共サービス提供の手法であるPFI(private finance initiative)、PPP(public private partnership)は、我が国

においても1999年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。いわゆるPFI法)が成立し、2005年の改正で、PFI事業がサービス分野を含むことが明記された。

フランスでは、伝統的なPFI的手法として「公役務の委任」(délégation de service public)というものがある。公役務委任契約は、工事請負、物品納入、役務給付を目的とした公契約とは明確に区別されており、公契約法典の適用を受けない。

このほかに「管理業務付き公共工事請負契約」(marché d'entreprise de travaux publics: METP)^(注17)という手法がある。これは、公共設備につき、建設のみならずその管理運営も請負の対象とするものである。

第6条は、さらに、公共設備の設計、施工、改修、開発及び資金調達につき、国等の公の施主が私法人と締結する包括的な契約(contrat global)である「公私協働契約」(le partenariat public-privé)という新しい契約の方式の導入を図る。

この契約の手法は、第6条で言及されている、官公庁の土木契約^(注18)について定める1985年の法律(以下「1985年法」という。)の制約により、一般的には実施できなかった。ただし、類似の契約が、刑務所施設、警察・憲兵隊・軍隊の建造物、内務省所管の情報システム等については、その増設の必要性から、2002年の「国内治安のための指針及び計画に関する法律」^(注19)により1985年法の適用を除外して締結できるようにされていた。

もっとも、憲法院の判決^(注20)において、この公私協働契約の利用に制限が付されたため、2003年法に基づく2004年のオルドナンスにより導入されたこの新しい契約の方式は、事業計画に複雑性あるいは緊急性がある場合にのみ用いることができる^(注20)とされている。

なお、「建設業者、設計業者、中小請負業者及び手工業者がこの条に定める新しい包括的な契約に公平に参入する条件を定める」との文言は、法案審議中に表明された関連業者や企業団体の不安に配慮するために、上院において加えられたものである。^(注21)

上記のように、2003年法により、公共調達に関するいくつかの措置が行われることになったが、これらの措置のみでは公共調達に関する法制が十分に整備できなかったため、2004年の授權法律^(注22)により、政府に「公共調達法典」(Code de la commande publique)の制定が授權された。^(注23)

3 その他の簡素化措置

2003年法では、このほか多様な分野にわたる措置の実施を政府に授權する。

その一つは選挙に関するものである。公選職の選挙に関しては、棄権を減少させるため、代理投票の要件の緩和と国外に定住する国民の市町村選挙人名簿登録基準の緩和の権限(第16条)、欧州議会議員選挙への参加を容易にする措置を取る権限(第17条)を政府に与えるほか、候補者が行わなければならない手続や選挙の執行手続についても簡素化措置を認める(第18条)。公選職以外の商工会議所等の役員の選挙についても手続の簡素化権限が政府に与えられた(第19条)。

保健衛生、社会福祉分野では、施設の設立手続の簡素化(第20条)、「2007年病院計画」(plan hospital 2007)の実施のために必要な権限配分の変更等の措置(第21条)に関し、政府に権限を与える。

経済の活性化を図るために、企業に課される行政上の負担を軽減するための措置は、第5章に規定されている。事前許可制度を申告制度、事後規制に変更すること(第22条)のほか、統

計に関する義務の簡素化(第23条)、社会保障や税制に係る手続の簡素化(第24条)、商法の規定の簡素化(第26条)、また労働法や職業教育関係の法に関しては、時代遅れとなっていながら残存していた規定の整理を含めた簡素化の権限を政府に与える。

4 法典化に関する授權

フランスでは、特定主題の既存の法令を体系的に整理して一つの法典としてまとめるということが行われてきており、これを「法典化」(codification)という。1989年に「法典化高等委員会」(Commission supérieure de codification)が設置され、「法令の過剰に対する宣戦布告」のもと、「法の簡素化と明確化」を目的とした法典化が推進されるようになり、1999年には、2003年法と同様にオルドナンスによる法律の法典化を認める授權法律^(注24)(以下「1999年法」という。)が制定された。この1999年法の合憲性を審査した憲法院の判決により、オルドナンスによる法律の法典化は、「法律の接しやすさとわかりやすさ」という憲法上の価値の追求に資するものであることが認められた。^(注25)先の2000年法第3条は、次のように規定し、法律の法典化の基本原則を定めている。

「法律の法典化は、法典採択の日に現に効力を有する特定主題の法律を一括して集め、当該法典の中に分類する。

この法典化は、集めた法文を、編纂上の整合性を保持し、規範の階層性を尊重し、かつ、法的状態を調和させるために必要な修正の場合を除き、現行法に一致させるものとする。」^(注26)

第30条は、2001年の経済及び財政分野の欧州共同体法をフランス国内法に移入するための一連のオルドナンスのうち、環境分野に関するも

のを、第31条は1999年法を受けて9つの法典の採択を行った各オルドナンスを、それぞれ追認する規定である。このうち、環境法典と農事法典については、誤りや脱落を訂正した上で追認している。

既存の法を変更せず、「現行法に一致させる」(le droit constant) という2000年法第3条に明示された原則は、農事法典と地方公共団体一般法典の法律の部について、まだ法典化されていない規定を取り入れ、偶発的な誤りや不備を修正することを政府に認める第32条や、文化遺産法典、研究法典、観光法典、司法組織法典の法律の部のオルドナンスによる採択を認める第33条においても維持された。しかし、手工業、国有・公有財産及び防衛に関する法典をオルドナンスにより新たに採択し、通貨金融法典を修正する権限を認める第34条は、この原則を破り、2000年法第3条に規定する範囲を超える法典化^(注27) (la codification à droit non constant) をオルドナンスにより行うことを政府に許可する規定である。この第34条は、憲法院による合憲性審査の対象とされた。憲法院は、取られる措置の合目的性を明確にした授權である場合には、立法者が政府に対し、既に存在する法典を修正し補完することを授權することを妨げないとし、第34条はそうした場合に該当し、合憲であると判示した。

おわりに

この法律に基づいて制定されたオルドナンスの一覧は、下院のサイトで見ることができる。^(注28) ここには、先に述べたこの法律の第二弾である授權法律についても、さらに大量のオルドナンスの一覧が掲げられている。これらには公式の法令サイトである「*légifrance*」にリンクが張っており、その法文を入手することができるほか、それぞれの追認状況も確認することができる。

複雑な現代社会を規律する法の簡素化は容易ではないが、フランスでは今、このような方法でその取組みが進行している。

注

*インターネット情報は、すべて2005年11月30日現在である。

*法令はすべて、フランス政府法令サイト <<http://www.legifrance.gouv.fr/>> より検索した。

(1) 岡村美保子「フランスの行政改革—行政機関との関係における市民の権利に関する法律」『外国の立法』218号, 2003.11, pp.15-33.

(2) Pascale Gonod, "La simplification du droit par ordonnances" *Actualité juridique droit administrative*, 31(2003), pp.1652-1655.

(3) 2003年3月19日の閣議後のコミュニケ (Communiqué du conseil des ministres du 19 mars 2003)。

(4) 樋口陽一・吉田善明編『解説世界憲法集 (第4版)』三省堂, 2001, p.273.

(5) この法律の当初法案の題名は「政府にオルドナンスにより法の簡素化措置及び法典化を行うことを授權する法案」(Projet de loi portant habilitation du Gouvernement à prendre par ordonnance des mesures de simplification et de codification du droit) であり、条文数は29か条であった。このような活発な国会審議が法案成立にかかる時間を長引かせ、また法を複雑にしているという認識が、今回のような策を講じる原因の一つになっていると思われる。

(6) Jean Chahaignes, "La loi du 2 juillet 2003 habilitant le gouvernement à simplifier le droit." *Regards sur l'actualité*, 297(2004), pp.51-62.

(7) Assemblée nationale, compte rendu analytique officiel, Session ordinaire de 2002-2003, 3ème séance du mardi 8 avril 2003. この中で、社会党のランベール議員は、「ハラキリ」という言葉を使ってこの法案が国会に自殺を強いるものであると述べている。投票に付された結果、この抗弁は採択されなかった。

- (8) Décision n° 2003-473 DC du 26 juin 2003 (フランス憲法院サイト: <<http://www.conseil-constitutionnel.fr/decision/2003/2003473/index.htm>>). 個別の条文として、第5条、第6条、第7条、第18条、第25条、第26条及び第34条がその対象とされたのだが、このほかに全体の問題として、授權法律においては、政府が国会に対して、オルドナンスという手段によって行うことを予定している措置の合目的性と範囲を明確に示すことが求められているが、この法律はそれがなされていないという理由で合憲性が問われた。これに対し、憲法院は、この法律の場合、法律により合理的な期間内に政府の計画を実現することを妨げる議事日程の混雑が政府に憲法第38条に基づく手段を取ることを正当化すると判示した。
- (9) 前掲注(3)のコミュニケ参照。
- (10) Loi n° 2004-1343 du 9 décembre 2004 de simplification du droit. 全94か条の膨大な授權法律である。
- (11) 欧州共同体法の存在もフランス国内法に多大な影響を及ぼしている。この法律自体にも、欧州共同体法との調整を図るための規定が複数あるが、この法律の直近に制定された2001年のオルドナンス (Ordonnance n° 2001-766 du 29 août 2001 portant transposition de directives communautaires et adaptation au droit communautaire en matière économique et financière) は、経済及び財政分野の欧州共同体法をフランス国内法に移入するためのものであった。
- (12) これら2つの授權法律以外にも、2005年7月には緊急雇用措置に関する授權法律が制定されており、通常法律の中にオルドナンス制定を授權する条文を含むものも、第12立法期(2002年8月～)中、既に19本成立している。フランス下院サイト: <<http://www.assemblee-nationale.fr/12/documents/index-ordonnances.asp#sommaire>>
- (13) Sénat Rapport n° 266(2002-2003), p.42. フランス上院サイト: <<http://www.senat.fr/rap/102-266/102-2661.pdf>>
- (14) 2003年の行政監察官の報告書によると、県又は州知事が主宰する地方の行政委員会はおよそ350にのぼる。 *Ibid.* p.59.
- (15) 鈴木一「EU 公共調達指令と仏公共契約法典の改正」『建設オピニオン』121号, 2004.4, pp.50-55.
- (16) 同上
- (17) これらの概念については、亘理格「フランスのPFI的手法—「公役務の委任」(Délégation de service public)を素材に」『会計検査研究』25号, 2002.3, pp.119-139を参照。なお、後掲注(22)の木村論文では、「公役務の委任」を「公役務の委託」、「管理業務付き公共工事請負契約」を「公土木運営契約」と訳している。
- (18) Loi n° 85-704 du 12 juillet 1985 relative à la maîtrise d'ouvrage publique et à ses rapports avec la maîtrise d'oeuvre privée (公的工作物の工事施工及びその私的工作物の工事施工との関係に関する1985年7月12日の法律第85-704号)
- (19) Loi n° 2002-1094 du 29 août 2002 d'orientation et de programmation pour la sécurité intérieure
- (20) *op.cit.* (8)
- (21) Chahaignes, *op.cit.*
- (22) 木村琢磨「フランスにおけるPFI型行政の動向—公私協働契約を中心に—」『季刊行政管理研究』110号, 2005.6, pp.56-74. この論文には、本文中に憲法院の判例の該当箇所の翻訳、また末尾に「公私協働契約に関する2004年6月17日オルドナンス(2004-559号)」の翻訳が掲載されている。
- (23) Chahaignes, *op.cit.* p.56.
- (24) Loi n° 99-1071 du 16 décembre 1999 portant habilitation du gouvernement à procéder, par ordonnance, à l'adoption de la partie Législative de certains codes
- (25) Décision n° 99-421 DC du 16 décembre 1999 (フランス憲法院サイト: <<http://www.conseil-constitutionnel.fr/decision/1999/99421/index.htm>>).
- (26) 前掲注(1)フランス法研究会訳, p.20.
- (27) Chahaignes *op.cit.* p.60.
- (28) Mesures de simplification et de codification du

droit(2003) : Loi d'habilitation n° 2003-591 du 2 juillet
2003. フランス下院サイト : <<http://www.assemblee-nationale.fr/12/documents/index-ordonnances>.

asp#pl0710>

(おかむら みほこ・国会レファレンス課)

政府に法の簡素化を授権する 2003年7月2日の法律第2003-591号

Loi n° 2003-591 du 2 juillet 2003 habilitant le Gouvernement à simplifier le droit

調査及び立法考査局フランス法研究会*、福井 千衣 訳

第1章 簡素化措置の一般的規定

第1条 行政簡素化推進評議会は、法令の簡素化並びに行政に関する手続、機構及び言語の簡素化を目的とする提案を行う。

この評議会は、下院議員3名、上院議員3名、州議会議員1名、県議会議員1名、市町村長1名及び有資格者6名により構成する。

第2条 憲法第38条に規定する条件に基づき、政府は、次に掲げる目的のために、非訴訟的行政手続に関する規則を改める規定をオルドナンスで定めることができる。

1° 国の行政機関、地方公共団体、これらに属する公施設法人、社会保障機関及び公役務を任務とするその他の機関における利用者の手続を、次に掲げるように簡素化すること。

- a) 利用者に求める書類又は手続を簡略化し、手続を必要とする頻度を減らすこと。
- b) 行政書式の作成、改訂及び評価の要件を改めること。
- c) 誓約した申告をもって証明書類の提出に代え、併せて当該申告に誤りがあった際に付随する重大な結果を明記すること。
- d) 情報処理、情報ファイル及び自由に関する諸法によって確立された個人の自由及び私生活を保護する規則を尊重しつつ、この条の第2段落（1°柱書）に規定する行政機関及び公共機関並びに社会的保護機関及び有給休暇事業者金庫の間での

文書の送付の方法について定めること。

2° この条の第2段落にいう行政機関及び公共機関が利用者にその申請の審査に要する時間を示すための手続を定めることにより、その申請の審査期間を短縮し、かつ、決定を早めること。

3° 行政委員会の構成と機能を簡素化し、かつ、諮問的性格の委員会の数を減らすこと。
ただし、公的^(注1)自由の行使又は地方公共団体の行政の自由が問題となっている場合には、引き続き諮問を行わなければならない。

第3条 憲法第38条に規定する条件に基づき、政府は、当事者が無償で行政裁判手続を取ることができるようにする措置をオルドナンスにより構うことができる。

第4条 憲法第38条に規定する条件に基づき、政府は、情報通信技術による可能性を考慮して、法律、オルドナンス、デクレ及び行政行為の発効条件に関する規則並びにそれらの法文等を公示し、公衆に周知する方法の簡素化及び調整をオルドナンスで行うことができる。

第5条 憲法第38条に規定する条件に基づき、政府は、透明性及び公衆に対する適切な情報提供を尊重して、次に掲げる措置をオルドナンスにより講ずることができる。

1° 公契約 (marché public) の締結に関する法律の規定を欧州共同体法に抵触しないようにするために必要な措置

- 2° 公契約法典の適用を受けない特定の機関により締結される契約に適用される規則を明確化する措置
- 3° 地方公共団体の公契約の締結手続を簡略化する措置

第6条 憲法第38条に規定する条件に基づき、政府は、公的工作物の工事施工及びその私的工作物の工事施工との関係に関する1985年7月12日の法律第85-704号を改正し、かつ、公共設備の設計、施工、改修、開発及び資金調達、役務の管理及び資金調達、又はこれらの任務を複合したものに関して、公法人又は公役務を任務とする私法人により締結される契約の形式を新たに定めるために必要となる規定を、オルドナンスで定めることができる。当該規定には、契約の一又は複数の相手方の選定に関する公開及び競争の規則並びに当該相手方の報酬の取得方式、給付の性質並びに公役務の要請の尊重に関する透明性及び統制の規則を定める。当該規定は、国内治安のための指針及び計画に関する2002年8月29日の法律第2002-1094号第3条I、国有財産法典L第34-3-1条及びL第34-7-1条並びに地方公共団体一般法典L第1311-2条及びL第1311-4-1条の規定をこれらの条に規定されているもの以外の用途及び公法人に拡張し、適合するよう改めることができる。当該規定には、建築業者、設計業者、中小請負業者及び手工業者がこの条に規定する契約に公平に参入する条件を定める。

第7条

I 憲法第38条に規定する条件に基づき、政府は、次に掲げる目的のために、租税一般法典及び租税手続法典を改正する措置をオルドナンスにより講ずることができる。

- 1° 目的を失った租税規定を廃止し、現在で

は存在意義が失われている (obsolètes) 規定を改めること。

- 2° 税制上の特別措置の適用を受ける可能性を拡充し、その選択の要件を緩和すること。
- 3° 特定の税の申告又は納付の様式を簡略化又は廃止して利用者の手続を簡素化し、かつ、税務行政庁による徴税方法を簡素化すること。
- 4° 法律の規定に基づく行政行為の文書であって、課税標準又は徴税に関するものを明確化すること。

II この条の規定に基づくオルドナンスにより、新たな租税支出を創設することはできない。

第8条 憲法第38条に規定する条件に基づき、政府は、特定の調書の確認手続を廃止するために必要な措置をオルドナンスにより講ずることができる。

第9条 政府は、処分権限を分散させ、審査期間を短縮するために、国、地方公共団体及び公施設法人の整備事業に関する行政協議の手続を簡素化する措置をオルドナンスにより講ずることができる。

第10条 憲法第38条に規定する条件に基づき、政府は、共和国行政斡旋官 (Médiateur de la République)^(註2) を設置する1973年1月3日の法律第73-6号第6-1条を補完し、共和国行政斡旋官の地方代表の地位を明確化する措置をオルドナンスにより講ずることができる。

第2章 個別の手続の簡素化措置

第11条 憲法第38条に定める条件に基づき、政府は、とりわけ領土外で生まれたフランス人がその国籍を証明できるようにするため、フランス人の身分を有することの立証の条件を

オルドナンスにより明確化することができる。

第12条 憲法第38条に定める条件に基づき、政府は、土地改良組合に関する1865年6月21日の法律によりその全部又は一部が規定されている土地改良組合及びその連合体、並びに、イゼール川、ドラック川及びロマンシュ川の流域の築堤設備及び浄化設備の整備に関する1930年7月27日の法律により定める県の団体に適用される、創設、運営及び解散の方法並びに予算、会計及び財政の規則を、現代化し、明確化し、簡素化することに寄与する措置をオルドナンスにより構うことができる。

第13条 憲法第38条に定める条件に基づき、政府は、次に掲げる事項を可能にする措置をオルドナンスにより講ずることができる。

- 1° 狩猟許可証の毎年の更新手続を簡略化し、必要な場合には、県狩猟家連盟においてこの更新許可の取得を可能にすること。
- 2° 狩猟権の賃借に関して競争入札の対象となっている区域における以前の狩猟許可証保持者に対し、期間満了の賃借人と同様の優先権を授与すること。

第14条 憲法第38条に定める条件に基づき、政府は、雇用者個人の未払いの社会保険料及び社会保険分担金を必要な場合に徴収する権限を単一の機関に委託するために、また、当該雇用者がインターネットを通じてその届出を行うことを可能にするために、必要な措置をオルドナンスにより講ずることができる。

第15条 憲法第38条に規定する条件に基づき、社会的給付の受給者に義務づけられている手続及び様式を簡略化するために、政府は、次に掲げる目的のための措置をオルドナンスにより講ずることができる。

- 1° 同時に賃金労働及び非賃金労働に従事している被保険者が現物給付^(注3)を行う疾病保険金庫^(注4)を選択できるようにすること。
- 2° 労働災害年金の一括支給の条件を緩和すること。
- 3° 労働災害及び職業病^(注5)について支給される休業補償日額手当の算定方法を簡素化すること。
- 4° 社会保障法典L第442-1条に規定する審査手続を廃止すること。
- 5° 労働災害及び職業病部門における給付に、疾病部門で用いられている電子送信システムを拡張すること。
- 6° 高齢者最低保障額を構成する給付に係る規定を簡素化すること。
- 7° 社会保障法典L第165-1条に規定する一覧表に記載された物品の価格規制の枠内で、疾病保険機関が被保険者の金銭上の利益を保証することを可能にする手続を修正すること。
- 8° 疾病、出産又は死亡により労働又は協働が中断した場合における労働収入又は協働配偶者の代替費用^(注6)の損失補償の条件を簡素化し、調整すること。
- 9° 産前の健康診断、妊娠、分娩及びその後の経過並びに出産に関して、母、父又は子に認められる医療費、薬剤費、補装具費、入院費及びその他の療養費の償還に係る規則を簡素化し、調整すること。
- 10° 社会保険の被保険者及び被扶養者が、他の欧州連合加盟国における医療給付を容易に受けられるようにすること。

第3章 選挙手続の簡素化措置

第16条 憲法第38条に規定する条件に基づき、選挙人の投票参加の促進を目的として、政府は、代理投票を行う条件の緩和、及びフラン

ス国外に定住するすべてのフランス人が市民権を行使できるようにするための、フランス国外に定住するフランス人の市町村選挙人名簿への登録基準の緩和のために、選挙に適用される法律の規定をオルドナンスにより改めることができる。

第17条 憲法第38条に規定する条件に基づき、拡大欧州における2004年欧州議会選挙への欧州連合の全市民の参加促進を目的として、政府は、在仏の欧州連合加盟候補国国籍保持者による2004年の欧州議会議員選挙への参加を可能にするため、選挙に適用される法律の規定をオルドナンスにより改めることができる。

第18条 憲法第38条に規定する条件に基づき、候補者に要求される手続の簡素化及び選挙の施行手続の簡略化を目的として、政府は、次に掲げる目的のために、選挙に適用される法律の規定をオルドナンスにより改めることができる。

- 1° 政党及び政治団体が国民議会議員選挙のラジオ・テレビ放送による選挙運動に参加するために履行すべき手続を簡素化すること。
- 2° 選挙法典に規定する選挙への立候補の届出手続を調整すること。
- 3° 選挙法典に規定する選挙につき選挙手続の日程を調整すること。
- 4° 国民議会議員選挙の候補者を政党の候補者として認める手続と政党の公費助成に関する法律に規定する手続とを統一すること。
- 5° 候補者の選挙供託金納付を求める規定を廃止すること。
- 6° 選挙運動の収支報告の監督方法を修正すること。
- 7° 選挙人に対する市町村議会議員選挙及び国民議会議員選挙の通知方法を改めること。

8° 県議会議員、州議会議員及びコルシカ議会議員の強制的辞任制度を、市町村議会議員の当該制度に従って改めること。

第19条 憲法第38条に規定する条件に基づき、政府は、次に掲げる目的のための措置をオルドナンスにより講ずることができる。

- 1° 商工会議所、商事裁判所及び農事賃貸借同数裁判所における選挙、労働審判所における選挙並びに農業共済組合における選挙のそれぞれに適用される、施行及び監督の手続並びに訴訟手続を簡素化し、調整すること。
- 2° 商工会議所、手工業会議所、農業会議所、農事賃貸借同数裁判所及び労働審判所における選挙につき、選挙人登録簿の作成に必要な手続を簡略化し、情報処理、情報ファイル及び自由に関する法令に定める個人の自由及び私生活の保護の諸原則の遵守を前提として、電子投票の実施を可能にすること。
- 3° 商工会議所議員、商事裁判所判事選挙人並びに商事裁判所及び農事賃貸借同数裁判所の判事を選任するための選挙事務を軽減するために、投票の方式及び任期を調整すること。
- 4° 商工会議所及び商事裁判所における選挙のための選挙人団の構成及び被選挙資格の要件を改めること。
- 5° 商工会議所の構成を簡素化すること。
政府は、同様の条件において、次に掲げる事項を行うことができる。
 - a) 商事裁判所判事選挙人、商工会議所議員及び商事裁判所判事の任期を延長すること。ただし、2004年12月31日を越えることはできない。
 - b) 労働審判所判事の任期を延長すること。ただし、2008年12月31日を越えることはできない。

きない。

第4章 保健衛生分野及び社会福祉分野における簡素化及び再編成の措置

第20条 憲法第38条に規定する条件に基づき、政府は、社会福祉施設若しくは社会医療施設又は許可を要する施設の設立手続を簡素化するための措置をオルドナンスにより講ずることができる。

第21条 憲法第38条に規定する条件に基づき、保健衛生制度の編成及び機能を簡素化するため、政府は、次に掲げる目的のための措置をオルドナンスにより講ずることができる。

- 1° 大臣又は知事の有する権限を州病院庁長官に移管することにより、保健衛生施設及び保健衛生施設の任務を果たす機関に関する権限の配分を簡素化すること。
- 2° 州保健衛生計画を再編成し、修正が必要な保健衛生編成基本計画を、2年を限度として延長すること。
- 3° 高度医療及び高額医療機器の許可制度を簡素化し、許可の期間を保健衛生編成州基本計画の期間に合わせ、その結果、当該基本計画と相容れなくなった許可を見直し、かつ、病院のベッド数及び収容定員に係る許可並びに児童保健衛生施設及び妊婦受入施設に適用される二重の許可制度を廃止すること。
- 4° 保健衛生共同事業の書式の数を減らして簡素化し、保健衛生共同事業団体に係る法制度を改め、かつ、入院代替措置を容易にすること。
- 5° 投資の必要性の査定を容易にするため、料金設定権を持つ官庁に報告される保健衛生施設の会計に関する情報を調整すること。
- 6° 保健衛生公共施設の需要につき、地方混

合資会社、株式会社、低家賃住宅公社及び整備建設公社が、病院又は社会医療施設の立案、建設、維持及び保全に介入し、必要な場合には、地方混合資本金会社が資金を調達することを認めること。

7° 病院の臨床医が病院で行う時間外医療行為の謝礼金の支払方法を簡素化すること。

8° 保健衛生の専門家及び獣医の登録手続を簡素化すること。

9° 緊急医療援助機関及び救急搬送に関する県委員会の役割を救急病院へ拡大することにより、救急病院及び緊急医療援助機関の編成を簡素化すること。

第5章 企業に関する手続の簡素化措置

第22条 憲法第38条に規定する条件に基づき、政府は、企業に適用される行政機関による事前許可制度を申告制度に改めるため、並びに行政機関による差止めの可能性、事後的統制の方法及び制裁を定めるため、必要な措置をオルドナンスにより講ずることができる。

第23条 憲法第38条に規定する条件に基づき、かつ、公法人及び私法人、個人事業主並びに自由業者に義務づけられる一般統計調査の削減を目的として、政府は、次に掲げることを可能にする措置をオルドナンスにより講ずることができる。

- 1° 義務的性格を備えるべき統計調査を限定すること。
- 2° 情報処理、情報ファイル及び自由に関する法令を遵守しつつ、次に掲げることを行うこと。
 - a) 国の行政機関、地方公共団体、公施設法人及び公役務を任務とする私法人が職務上収集したデータの統計関連部局への提供を整備すること。

- b) 学術研究目的での当該データの利用条件を定めること。

第24条 憲法第38条に規定する条件に基づき、社会保障及び租税に係る法令に基づく手続の簡略化を目的として、政府は、オールドナンスにより次に掲げる目的のための措置を講ずることができる。

- 1° 各種社会保険料の軽減制度に関する法律の規定を調整し、当該制度を削減すること。
- 2° 雇用届並びに被用者の社会保険料及び社会保険分担金の納付申告に関する簡略制度を設けること。
- 3° 賃金支払明細書に関する簡略制度を設けること。
- 4° 複数の行政機関又は公共機関に共通の申告を行うことにより、社会保険申告及び課税申告の種類及び申告の回数を削減し申告内容を簡素化すること、並びに小規模企業及び団体の申告義務の履行のために社会保障機関が提供する支援を拡大すること。
- 5° 非農業非被用者が複数の制度に共通するサービスを受け、手続全体の選択並びに負担すべき社会保険料及び社会保険分担金の納付について単一の相手先に照会することができるようにすること。
- 6° 非農業非被用者の社会保険料及び社会保険分担金の算定方法を簡素化し、払込みの回数を減らすこと。
- 7° 経営難に陥った自営労働者の社会保障に係る問題の処理のために社会政策基金が互助的に介入することを可能にし、必要な場合には、社会保障家族手当負担金徴収組合のための社会政策基金を創設すること。
- 8° 経済及び金融秩序に係る諸規定に関する1998年7月2日の法律第98-546号により設立された臨時的興行のための統一窓口を再編し、映画製作、視聴覚産業及び興行に係

る職種の使用者に課される義務の証明、並びに上記の職種に係る被用者が労働法典L第351-2条に規定する代替収入を受ける権利の証明に関する情報であって、同法典L第351-21条に規定する機関に通知されるものの改善をはかること。

- 9° 国民役務法典L第122-7条に規定する契約の枠内で、同法典L第122-14条に規定する非軍事役務志願者の社会的保護の名目で義務づけられる保険料の、国による払戻しの様式を簡素化すること。

第25条 憲法第38条に規定する条件に基づき、労働及び職業教育に関する法令に由来する様式の簡略化を目的として、政府は、次に掲げる目的のための措置をオールドナンスにより講ずることができる。

- 1° 労働及び職業教育に関する法令の規定の適用の有無を決定する従業員数並びに従業員数の算定方法を調整すること。
- 2° 労働法典L第122-14条及びL第122-14-1条に規定する解雇手続に適用される期間を調整すること。
- 3° 国外の子会社に配属される被用者に適用される解雇手続を調整し、簡素化すること。
- 4° 従業員代表選挙の候補者及び従業員代表経験者を解雇から保護するための期間を調整すること。
- 5° 企業主が企業委員会(注7)の会議において、補佐を同席させる要件を調整すること。
- 6° 被用者が私用又は家族のために取得することのできる休暇に関する手続を調整すること。
- 7° 再編成及び調整により、雇用者に課せられる記録作成の義務を簡略化すること。
- 8° 企業主又は非被用者であるその協働配偶者若しくは非被用者であるその協働者若しくは共同経営者が業務を行えない場合に、

- 期間を定めた契約に基づく被用者又は派遣労働契約に基づく被用者をこれに代えることを許可すること。
- 9° 業務上の危険評価の文書の作成義務を、当該企業の活動の規模及び性質に適合させること。
- 10° 職人の職業教育に充てられる資源の使用を改善するために、職人教育保険基金の制度を改めること。
- 11° 職業教育の提供者に、職業教育契約の内容にかかわらず実際の活動と支出を関連づけることによって、その支出を証明することを認めること。
- 12° 10人以下の被用者を雇用する農業開発者のための職業教育分担金の支払いに関する課税申告手続を、代行を許可することにより、現代化すること。
- 13° 労働法典 L 第129-1条に規定する、自然人に対しその住居においてサービスを行う団体（アソシアシオン）及び私企業の活動の方式を調整すること。
- 14° 配置転換の契約、大家族の父親及び2人以上の子を扶養する寡婦の雇用、現物による報酬としてのアルコール飲料の分配、初等教育を行う孤児院及び慈善施設における手仕事及び職業に係る教育の条件、織物産業の特定の業種における賃金に関する協定の確認方法、パートタイムの定義及び労働者派遣企業の従業員数から控除する派遣労働者の数、全国企業経営教育財団^(注8)、国民役務に関連した教育活動の実現、労働法典 L 第981-11条に規定する職業体験教育の契約を締結した青年を受け入れる教育施設の監督又は労働法典 L 第951-1条第13項に規定する職業教育への出資義務の履行のための同意に関する労働法典の諸規定であって、現在では存在意義が失われているか又は目的を失ったものを廃止すること。
- 15° サービス利用券^(注9)の利用を拡大し、簡素化すること。
- 16° タイムシェアリング労働に適用される法制度を調整すること。
- 17° 週35時間を超える労働時間を設定した企業にその被用者の残業手当を月払いにすることを認めること。
- 第26条** 憲法第38条に規定する条件に基づき、政府は、商法の分野において、次に掲げる目的のための措置をオルドナンスにより講ずることができる。
- 1° 営業財産及び手工業財産に係る営業質（nantissement du fonds de commerce et du fonds artisanal^(注10)）に適用される規則を簡素化すること。
- 2° 営業財産及び手工業財産に係る営業の賃貸借に適用される制度を、その譲渡を容易にするために、簡素化し、統一すること。
- 3° 小売商協同組合及び手工業協同組合への加入資格を拡大し、かつ、これらの活動条件を緩和すること。
- 4° 商事会社の有価証券に適用される制度を簡素化し、統一すること。
- 5° 有限会社が資金の公募なしに社債を発行すること、社員の数を増やすこと、社員持分の譲渡手続を簡略化すること、及び管理の形態を簡素化することを認めることにより、有限会社に適用される制度を緩和すること。
- 6° 罰則を民事制裁に代えるために、商法典 L 第242-7条、L 第242-12条、L 第242-13条、L 第242-15条及び L 第245-13条を改め、同法典 L 第245-9条を廃止すること。
- 7° 在庫一掃特売に適用される行政許可制度を、事前申告制に改めること。
- 8° 商品見本市に適用される行政許可制度を、事前申告制に改めること。

9° 国民物流市場に関する制度を緩和し、当該市場の管理に参入する資格を拡大すること。

10° 競争評議会による基準額以下の取引に関する審査についてより迅速な手続を設け、かつ、企業結合計画に係る監督の適用規準となる企業の総売上高の金額を引き上げること。

第27条 憲法第38条に規定する条件に基づき、政府は、次に掲げる目的のための措置をオールドナンスにより講ずることができる。

1° 不動産及び営業財産の仲介及び管理に適用される法律を簡素化すること。

2° 旅行代理業者、専門会計士、理髪師、宣誓した商品仲介業者(courtier de marchandises assermenté)、森林伐採業者及び外交商業代理人の職業の開業及び営業の手続を簡素化し、当該職業の必要に適合させること。

3° 外国人商人の開業手続及び当該営業活動の実施手続を簡素化すること。

第6章 地方公共団体及び行政機関の組織及び機能の簡素化措置

第28条 憲法第38条に規定する条件に基づき、政府は、次に掲げる事項の簡素化を目的として、情報技術の利用を促進するために必要な措置をオールドナンスにより講ずることができる。

1° 地方公共団体及び行政機関の業務遂行の手続

2° 県地方長官の監督に付される、地方公共団体及び行政機関の決定の送付手続

第29条 憲法第38条に規定する条件に基づき、政府は、教育に関わる地方公施設法人当局の決定の施行、送付及び監督の手続を簡素化し、

簡略化するために必要な措置をオールドナンスにより講ずることができる。

第7章 オールドナンスの追認並びに政府に対する法典の法律の部の採択及び追認手続の授権

第30条 政府にオールドナンスによる共同体指令の国内法化及び共同体法の規定の実施を授権する2001年1月3日の法律第2001-1号の適用により制定された、環境分野における共同体指令の国内法化及び共同体法の規定の実施に関する2001年4月11日のオールドナンス第2001-321号を追認する。

第31条

I オールドナンスによる法典の法律の部の採択手続を政府に授権する1999年12月16日の法律第99-1071号の適用により制定された次のオールドナンスを追認する。

1° 行政裁判法典法律の部に関する2000年5月4日のオールドナンス第2000-387号

2° 通貨金融法典法律の部に関する2000年12月14日のオールドナンス第2000-1223号

3° 農事法典第7編（社会保障規定）及び第9編（獣医業における公衆保健衛生及び植物の保存）法律の部並びに第1編（農地の整備及び造成）、第3編（農業開発）及び第6編（生産及び市場）法律の部の改訂に関する2000年6月15日のオールドナンス第2000-550号に、この条のII及びIVに規定する修正を加えたもの

4° 環境法典法律の部に関する2000年9月18日のオールドナンス第2000-914号に、III及びIVに規定する修正を加えたもの

II 農事法典を次のように改める。

1° L第231-2条の次にL第231-2-1条として次の一条を加える。

L 第231-2-1条

I L 第231-2条に規定する係官は、任務を遂行するために、

1° 8時から20時までの間又は業務が行われている場合にはそれ以外の時間、屠畜場、食肉卸売市場を含む併設施設及び人又は動物の消費用の食肉又は動物性食品が製造、加工又はその他の処理を受けるあらゆる場所に立ち入ることができる。

2° 8時から20時まで、これらの食料品が、商業又は輸送に携わる者、及び一般的にL 第231-2条に規定する検査及び監視を義務づけられているあらゆる人々による販売のために貯蔵、仕入れ又は提供される現場に立ち入ることができる。

3° 昼夜を問わず、人又は家畜の消費向けに市場に供給される家畜又は食肉若しくは動物性食品の運搬車両の内部で積荷の検査を行うことができる。

II 第2章第6節及びこの章の第1節から第5節並びにその適用のための法令の規定に対する違反の捜査の範囲内で、共和国^(註1)検事は、予想される捜査活動について前もって通知を受け、それに反対することができる。

III 違反は調書により認定し、その調書は、反証のない限り証拠となる。調書は、聴取終了後5日以内に共和国検事に送付されない場合には無効となる。当事者には、上記期間内に写しを手渡すものとする。

2° L 第236-9条中「L 第236-5条の適用により定める条件において」を「L 第236-1条の適用により定める条件において」に改める。

3° 前記2000年6月15日のオルドナンス第2000-550号第9条によって追加されたL 第640-3条をL 第640-5条とする。

4° 家畜の健康及び動物性食品の衛生状態の分野における共同体法への適合に係る規定及び農事法典の改正に関する2001年1月4日の法律第2001-6号第19条及び第20条によりL 第654-31条に挿入された規定は、それぞれ、L 第654-32条 d の次及び同条II 第2段落末尾に移す。

5° L 第723-15条第3段落及び第7段落中「農場経営者又は企業主（訳注：単数）」を「農場経営者又は企業主（訳注：複数）」に改める。

6° L 第731-14条最終段落及びL 第731-15条第2段落中「第2段落」を「第5段落」に改める。

III 環境法典を次のように改める。

1° L 第131-2条第1段落中「制定することができる」を「制定する」に改める。

2° L 第132-1条第3段落中「国立自然公園」を「州立自然公園」に改める。

3° L 第216-3条第1段落及びL 第216-5条第1段落中「及びL 第214-12条」を「第L214-13条まで、L 第216-6条からL 第216-8条まで及びL 第216-10条からL 第216-12条まで」に改める。

4° L 第218-26条 I 8°、L 第218-36条 I 6°、及びL 第218-53条 3° 中「関係鉈山区の鉈山事業に」、「管轄鉈山区の鉈山事業に」及び「関係鉈山郡の鉈山事業に」を「関係する州の産業、研究及び環境部局に」に改める。

5° L 第218-72条第1段落中「1969年11月27日のブリュッセル協定」を「1969年11月29日のブリュッセル協定」に改める。

6° L 第222-8条中「第28条から第28-3条まで」を「第2章第2節」に改める。

7° 第2編第2章の末尾に、第4節として、

「温室効果」と題し、次のL第229-1条からL第229-4条までの4か条を含む一節を加える。

L第229-1条 温室効果の激化の対策及び気候温暖化に起因する危険の防止は、国の最優先課題と認める。

L第229-2条 フランス本土並びに海外県及び海外領土における気候温暖化の影響を調査する国の観測所を設置する。

気候温暖化の影響を調査する国の観測所は、関連する研究施設及び研究所並びに気候変化に関する政府間専門家グループと連携して、気候温暖化並びにフランス本土並びに海外県及び海外領土における異常気象に起因する危険に関する情報、調査及び研究の収集及び提供を任務とする。国の観測所は、その管轄に属する分野において公衆及び地方公共団体に対する広報活動を行うことができる。

L第229-3条 地球温暖化の影響を調査する国の観測所は、毎年、首相及び議会に提出するために調査報告書を作成する。この報告書には、気候温暖化に起因する危険を抑制する可能性のある予防及び調整の措置に関する勧告を含めることができる。報告書は公開する。

L第229-4条 観測所の所在地、構成、構成員の任命方法及び運営規則は、デクレで定める。

8° L第322-10-1条第3段落中「L第322-20条」を「L第332-20条」に改める。

9° L第333-1条第3段落の第1文を次のように改める。

州は、公開聴聞手続^(注12)の実施前に、すべての関係地方公共団体の承認を得て、当事者との協議のうえ設立憲章(charte constitutive)を作成する。

10° L第341-19条Ⅲ第1段落中「前段落に定める規定」を「Ⅱに定める規定」に改める。

11° 第3編第5章の末尾にL第350-2条として次の一条を加える。

L第350-2条 建築、都市及び景観遺産の保護地区に関する規定は、以下に再録するとおり、市町村、県、州及び国の権限配分に関する1983年1月7日の法律第83-8号第70条に置く。

第70条 建築、都市及び景観遺産の保護地区は、関係市町村の市町村議会の提案に基づき、又はその承認の後、歴史的建造物の周辺並びに美的、歴史的又は文化的観点から保護又は整備すべき地区、景勝地及び地帯に対して設定される。

建築及び景観に関する個別の規則は、第71条に規定する工事のための区域又はその一部について定める。

保護地区は、公開聴聞手続、1997年2月28日の法律第97-179号^(注13)により設置された州遺産及び景勝地委員会の意見の聴取並びに関係市町村議会の承認の後、州における国の代表者のアレテで定める。

主務大臣は、あらゆる保護地区の計画を唱道することができる。

保護地区の規定は、都市計画法典L第126-1条に規定する条件に基づき、土地占用計画に添付するものとする。

12° L第341-16条の末尾に、次の一段落を加える。

コルシカにおいては、景勝地、眺望及び景観委員会に帰属する権限は、地方公共団体一般法典L第4421-4条に規定するコルシカ景勝地評議会が行使す

- る。
- 13° L 第415-3条1°を次のように改める。
- 1° L 第411-1条の諸規定及びL 第411-2条の規定の適用により制定する諸規則により定める禁止事項に反する次の行為。
- a) 家畜ではない動物種の保存に対する侵害、ただし意図的攪乱^(注14) (perturbations intentionnelles) の場合を除く。
- b) 非栽培植物種の保存に対する侵害。
- c) 生物界の歴史及び人類の原始的活動の研究を可能にする化石の埋蔵地の破壊、並びに当該埋蔵地に存在する化石の破壊又は略取。
- 14° L 第428-29条第1段落を次のように改める。
- 狩猟家及びその同伴者は、住居外では、次に掲げる係官の求めに応じて、獲物を入れるための獲物袋、袋、紙袋の内容物を開示しなければならない。司法警察官、警察庁官吏、司法警察でない憲兵隊兵士^(注15)、L 第428-20条 I 1°及び3°に規定する係官並びにこの条に規定する条件によりL 第428-21条第3段落に規定する県狩猟家連盟の監視員。
- 15° L 第514-6条 II 第1段落中「I の規定」を「I 2°の規定」に改める。
- 16° L 第515-1条の末尾に次の一段落を加える。
- 予防考古学 (archéologie préventive) の発掘診断及び発掘作業の実施に必要な期間は、行政による採石場の開発の許可期間を中断する。
- 17° L 第515-13条 II 第1段落中「1,524.49ユーロ」及び「304.90ユーロ」の額をそれぞれ「1,525ユーロ」及び「305ユーロ」に改める。
- 18° L 第531-1条、L 第531-2条及びL 第536-1条中「L 第124-3条」への言及を「L 第125-3条」への言及に改める。
- 19° L 第541-1条 I 第1段落及びL 第651-4条 I 中「L 第124-1条」への言及を「L 第125-1条」への言及に改める。
- 20° L 第581-31条第2段落を次のように改める。
- 職権の行使に係る費用は、行政訴訟におけるレフェレ^(注16) (急速審理) 裁判官が罰金強制に関する当該決定の処分^(注16)の執行を中断する場合を除き、この決定の通知を受けた者の負担とする。
- 21° L 第581-37条中「L 第581-30条第5段落に」を「L 第581-30条第3段落に」に改める。
- 22° L 第581-34条 I 2°中「この節の第1款及び第2款に規定する」を「この節の第2款及び第3款に規定する」に改める。
- 23° 第6編第1章の末尾に、次のL 第614-1条を含む「第4節 補則」を加える。
- L 第614-1条 L 第229-1条からL 第229-4条までをニューカレドニアに適用する。
- 24° 第6編第2章の末尾に、次のL 第624-1条を含む「第4節 補則」を加える。
- L 第624-1条 L 第229-1条 からL 第229-4条までをフランス領ポリネシアに適用する。
- 25° 第6編第3章の末尾に、次のL 第635-1条を含む「第5節 補則」を加える。
- L 第635-1条 L 第229-1条 からL 第229-4条までをワリス・エ・フトゥナに適用する。
- 26° L 第640-1条中「L 第218-72条、」への言及の次に「L 第229-1条からL 第229-4条、」への言及を加える。
- 27° L 第652-1条中「L 第223-2条」への言

及の次に「並びにL第229-1条からL第229-4条」への言及を加える。

28° L第655-1条I中「L第551-1条」への言及の次に「L第553-1条からL第553-4条」への言及を加える。

IV マイヨット、ニューカレドニア、フランス領ポリネシア、サン=ピエール・エ・ミクロン、南方及び南極大陸領土並びにワリス・エ・フトゥナ諸島に適用される規定に係るこの条による改正は、これらの地方公共団体にも適用する。

V 予防考古学に関する2001年1月17日の法律第2001-44号第6条並びに温室効果対策及び気候温暖化に起因する危険の予防対策を国の優先課題とし、かつフランス本土並びに海外県及び海外領土における気候温暖化の影響に関する国の観測所を設立する2001年2月19日の法律第2001-153号は、廃止する。

第32条 憲法第38条に規定する条件に基づき、政府は、法律としての性質を有する規定であって法典化されていないものを法典に追加し、かつ、法典化に伴って生じうる誤り又は不備を改める目的で、オルドナンスにより次の法典の法律の部を改めることができる。

1° 農事法典

2° 地方公共団体一般法典

法典化される規定は、規範の階層性の尊重及びこのようにして集められた法文の編纂上の整合性を保障し、かつ、法的状態を調和させるために必要な修正のみを除き、オルドナンスの公布の日に効力を有するものとする。

第33条 憲法第38条に規定する条件に基づき、政府は、次に掲げる法典の法律の部のオルドナンスによる採択手続を行うことができる。

1° 文化遺産法典

2° 研究法典

3° 観光法典

4° 司法組織法典

法典はそれぞれ、一のオルドナンスの対象とする。法典は対応する主題に関する法律の規定を集め、再構成する。

法典化される規定は、規範の階層性の尊重及びこのようにして集められた法文の編纂上の整合性を保障し、かつ、法的状態を調和させるために必要な修正のみを除き、オルドナンスの公布の日に効力を有するものとする。

第34条 憲法第38条に規定する条件に基づき、政府は、次の規定を改め、かつ、補うために必要な法的措置をオルドナンスにより講ずることができる。

1° 手仕事及び手工業の組織を定め、かつ、当該職業分野に係る企業の地位、手工業財産権制度、職業教育、職業資格並びに製品及びサービスの質に関する規定。これは、当該規定を簡素化し、手続を手仕事の変遷に適合させ、租税制度、信用、企業助成金、労働権及び社会保障の領域における当該職業分野特有の規定と併せて、当該規定を集め、手仕事及び手工業法典として再編成することを目的とする。

2° 国、地方公共団体及び公施設法人の行政財産及び普通財産である動産及び不動産に係る定義、管理、保全及び訴訟、これらの公法人が行政財産の使用料及び収益の制定及び徴収に係る制度の下に作成した証書の認証並びに地方公共団体が起訴した不動産取引の実施及び監督に関する規定。これは、当該規定を簡素化し、明確化し、調整し、行政財産の管理を改善し、法典化することを目的とする。

3° 戦時における国の一般組織に関する1938年7月11日の法律の適用範囲に関する規定及び緊急事態を指定する1955年4月3日の

法律第55-385号の同一の目的を有する規定。これは、これらの法文を国防の一般組織に関する1959年1月7日のオルドナンス第59-147号と調和させ、1945年1月1日より前に発効し、かつ明らかに現代的意義を失っている徴用及び軍用地に関する規定を廃止し、当該規定を国防及びその人員を定めるすべての規定と併せて法典化することを目的とする。

4° 通貨金融法典。これは、法律の性格を持つ規定であって法典化されていないものを当該法典に含め、法典化に伴って生じうる誤り又は不備を改め、かつ、銀行及び金融業務の禁止に関する規定を統合することを目的とする。法典化される規定は、規範の階層性及び法文の編纂上の整合性を保障し、かつ、法的状態を調和させるために必要となる修正を除き、現行のもの、並びに、銀行及び金融業務の禁止に関する規定であって、刑罰の必要性及び均衡の尊重を保障するために必要な修正並びに銀行業と金融業間の待遇の平等を保障するために必要な修正を加えたものとする。廃止された条文と法典化された条文との対照表は、別途官報に掲載する。

第8章 最終規定

第35条 オルドナンスは、次に掲げる期間内に制定しなければならない。

- 1° 第32条の適用により制定されるものについては、この法律の公布から6月以内
- 2° 第1条から第29条並びに第33条1°及び2°の適用により制定されるものについては、この法律の公布から12月以内
- 3° 第33条3°及び4°並びに第34条の適用により制定されるものについては、この法律の公布から18月以内

それぞれのオルドナンスにつき、その公布から3月の期間内に、その追認のための法律案を議会に提出しなければならない。

第36条

- I この法律の適用により制定されるオルドナンスは、必要な限りにおいて、海外県又は海外領土の個別の性質及び制約により、並びに共和国、マイヨット、ニューカレドニア、フランス領ポリネシア、サン＝ピエール・エ・ミクロン、南方及び南極大陸領土並びにワリス・エ・フトゥナ諸島における固有の利益を考慮して、必要な修正を定めることができる。
- II オルドナンス案については、次に掲げる機関から意見を聴取する。
 - 1° 当該規定がグアドループ県、ギアーヌ県、マルティニク県及びレユニオン県に関する場合には、地方公共団体一般法典L第3444-1条及びL第4433-3-1条に規定する条件に基づく関係県議会及び州議会
 - 2° 当該規定がマイヨットに関する場合には、地方公共団体一般法典L第3551-12条に規定する条件に基づくマイヨット県議会
 - 3° 当該規定がニューカレドニアに関する場合には、ニューカレドニアに関する1999年3月19日の組織法律第99-209号に規定する条件に基づく所管行政機関
 - 4° 当該規定がフランス領ポリネシアに関する場合、フランス領ポリネシアの自治に係る地位に関する1996年4月12日の組織法律第96-312号に規定する条件に基づく所管行政機関。当該領土議会の意見も同様に聴取する。
 - 5° 当該規定がサン＝ピエール・エ・ミクロンに関する場合、サン＝ピエール・エ・ミクロン諸島の地位に関する1985年6月11日の法律第85-595号第28条に規定する条件に基づくサン＝ピエール・エ・ミクロン県議

会

6° 当該規定が南方及び南極大陸領土に関する場合には、領土評議会。意見は1月の期間内に表明するものとする。この期間を経過したときは、意見は表明したものとみなす。

7° 当該規定がワリス・エ・フトゥナ諸島に関する場合には、ワリス・エ・フトゥナ諸島領土議会。意見は1月の期間内に表明するものとする。この期間を経過したときは、意見は表明したものとみなす。

Ⅲ この条により規定するオルドナンスは、この法律の公布から18月の期間内に制定するものとする。

Ⅳ それぞれのオルドナンスにつき、その追認のための法律案を議会に提出するものとする。

第37条 政府は、毎年3月1日までに、命令の性質をもつものを含め、前年中に制定された簡素化措置に関する報告書を議会に提出する。
この法律は、国の法律として施行する。

注

*インターネット情報は、すべて2005年11月30日現在である。

*法令はすべて、フランス政府法令サイト <<http://www.legifrance.gouv.fr/>> より検索した。

(1) 公的自由 (liberté publique) は、法的に承認、規定及び保護された人権をいう。個人的権利、政治的権利及び社会経済的権利の3つのカテゴリーに分類される。

(2) 共和国行政幹旋官は、スウェーデンのオンブズマンに示唆を得た制度で、市民から、国、地方公共団体、公施設法人及びすべての公役務遂行機関の運営に関する請願を受ける。請願は国会議員の仲介を経て行わなければならない。共和国行政幹旋官は、勧告を行い (衡平に基づく事案の解決、若干の法文の改正の提案)、行政に対して裁判所の判断に従うよう命ず

ることができる。

(3) 現物給付 (prestations en nature) は、外科的治療、内科的治療、医薬品、人口器具装着、分析検査の費用の一部又は全部を償還することをいう。疾病保険の保険給付としてなされる診療行為の提供とその診療行為に関する費用の支弁をいう (加藤智章『医療保険と年金保険』北海道大学図書刊行会, 1995, p.66)。なお、給付は、現物給付と現金給付 (金銭給付) に区別され、後者は疾病や出産に伴う労働不能による賃金喪失を補填するための給付を指す。

(4) フランスには、疾病保険金庫 (caisse d'assurance maladie) として、全国被用者疾病保険金庫 (CNAMTS)、全国に16か所設置された州疾病保険金庫 (CRAM)、県以下の地方公共団体向けに全国129か所設置された初級疾病保険金庫 (CPAM) の3種類がある。この条にいう疾病保険金庫は、主に窓口業務を行う初級疾病保険金庫を指していると思われる。「I.7. 社会保障運営機関」『フランスの社会保障制度の概要』 (特別レポート Vol.4) 日本労働研究機構欧州事務所, 2002.10. 労働政策研究・研修機構サイト: <http://www.jil.go.jp/foreign/kunibetsu/france/jil_france3.pdf> を参照。

(5) 高齢者最低保障額 (minimum vieillesse) とは、フランスに居住しフランス国籍を有する65歳以上のすべての者が有していなければならない所得の最低水準のことである。この最低保障額の給付は、複数の年金、手当により、実現される。

(6) 協働配偶者 (conjoint collaborateur) とは、当該の者の配偶者の非賃金労働に属する職業活動に実質的かつ恒常的に参加し、強制加入の老齢保険制度に加入していない者をいう。

(7) 企業委員会 (comité d'entreprise) は、50人以上の従業員をもち単一の事業所のみからなる企業において、企業主の主宰のもとに、従業員によって選出された代表委員及び組合代表によって組織され、企業活動の経済的・財政的事項については諮問権、福利厚生事項については決定権をもって審議し、提案する委員会をいう。

- (8) 全国企業経営教育財団 (FNEGE) については、例えば北海道大学サイト：<http://www.isc.hokudai.ac.jp/www_ISC/students/students-74.htm>を参照。
- (9) 労働法典 L 第129-2-1条に規定されている。
- (10) 質 (nantissement) は、営業財産や機械器具などを目的物として、債務者からの占有の移転を伴わない特定の形態の担保についていう。実際には動産抵当にあたる。とくに、営業財産質 (nantissement du fonds de commerce) については、その質権の対象となりうるものは、顧客権、不動産賃借権、各種ライセンス、商号などであり、反対に、商品、不動産、商人が個人的に所有する家具・美術品はその対象となりえない。
- (11) 共和国検事 (procureur de la République) は、大審裁判所検事正ともいい、大審裁判所の検察の長たる地位にある司法官である。裁判所の規模により、1名又は数名の検事正補佐及び1名又は数名の検事の補佐を受ける。
- (12) 公開聴聞手続 (enquête publique) は、公共土木工事が公衆に及ぼす影響に関する公害調査などの、行政活動や行政処分の公益 (utilité publique) に関し利害関係人等の意見を聴く事前的諮問手続をいう。
- (13) 指定建造物又は登録建造物の周辺地域及び保護区における工事の許認可の指示に関する1997年2月28日の法律第97-179号 (Loi no 97-179 du 28 février 1997 relative à l'instruction des autorisations de travaux dans le champ de visibilité des édifices classés ou inscrits et dans les secteurs sauvegardés)。
- (14) 意図的攪乱 (perturbations intentionnelles) は、英語では“deliberate disturbance”といい、繁殖、子育て、越冬のための移動などの時期にある野生動物種に対して行われる妨害をさす。例えば、「自然の生息地と野性動植物相の保全に関する1992年5月21日の理事会指令92/43/EEC」第12条は、上記の行為を禁止した規定である。EUサイト：<http://europa.eu.int/smartapi/cgi/sga_doc?smartapi:lexapi:prod!CELEXnumdoc&lg=EN&numdoc=31992L0043&model=guichett>
- (15) フランスの国家憲兵隊 (Gendarmerie nationale) は国防省に属する警察組織で、①県憲兵隊、②機動憲兵隊、③共和国パリ親衛隊、④海(空)軍憲兵隊等いくつかの特定の組織から成る。主な任務は、行政警察、司法警察、軍務から成り、通常の任務内で自律的に遂行される通常役務と文官組織からの要請に基づいて遂行される特別役務に区分される。
- (16) レフェレは、民事訴訟又は行政訴訟の分野において行われる急速審理をいう。とくに行政訴訟の分野においては、緊急の場合、当事者の申請に基づき、地方行政裁判所又は行政控訴院の長及びそれらの代理裁判官が、本案の審理を侵害することがなく、かつ、行政決定の施行に障害をもたらすことのないすべての措置を講ずることができる訴訟手続をさす。
- (17) 南方及び南極大陸領土 (Terres australes et antarctiques françaises) は、インド洋南部に位置するアムステルダム島、サンポール島、クローゼー諸島及びケルゲレン諸島並びに南極大陸のアデリーランドから構成される。略称は taaf。フランス南方及び南極大陸領土サイト：<<http://www.taaf.fr/>>

参考文献 (注で用いたものを除く。)

- (1) 山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002。
- (2) 中村絃一ほか監訳『フランス法律用語辞典 第2版』三省堂、2002。

* この翻訳は、当研究会の平成16-17年度の活動の成果である。翻訳に当たっては、大山礼子駒澤大学法学部教授の指導を受けた。メンバーは次のとおりである。岡村美保子、小倉純一、古賀豪、福井千衣、南亮一、宮本孝正、柳瀬晶子 (50音順)。ただし、第1条から第29条までの取りまとめ及び第30条以降の翻訳は、福井が担当した。

(ふくい ちえ・海外立法情報課)